

輸入水産動物に関するリスク評価手順（案）

輸入水産動物に関するリスク評価については、OIEのコード及び「動物及び畜産物の輸入リスク分析ハンドブック」を参考に、以下の手順で実施する。

1. ハザードの特定

我が国における重要な水産動物（魚類、貝類及び甲殻類等）に重篤な疾病を引き起こす又は引き起こすと想定される病原体のうち、以下の基準に合致するものをハザードとして特定し、リスク評価の対象とする。

【ハザードの特定の基準】

- ① 感染性があること
及び
- ② 国内に感受性動物が存在すること
及び
- ③ (ア) 国内で発生がないこと
又は
(イ) 国内で発生があるが、公的に管理されていること
及び
- ④ (ア) OIEリスト疾病であること
及び／又は
(イ) 国内で重大な被害を及ぼすと想定されること

2. リスク評価手順（案）

1で特定された各ハザードについて侵入、暴露及び影響評価を実施し、リスク管理の要否を判定する。

(1) 侵入評価

生物学的要因、輸出国の要因及び輸入品の要因を考慮し、特段の防疫措置を講じない場合を前提として、以下に留意しながら侵入評価を行う。

【侵入評価に当たっての留意事項】

- ① 輸出国に病原体が存在する見込み
- ② 輸出国（発生国）からハザードを保有する品目が輸入される見込み
(侵入評価を終了した段階でリスクが無視できる場合は評価を終了してもよい。)

(2) 暴露評価

生物学的要因、国内の要因及び輸入品の要因を考慮し、特段の防疫措置を講じない

場合を前提として、以下に留意しながら暴露評価を行う。

【暴露評価に当たっての留意事項】

①輸入品目が保有するハザードに直接的又は間接的に国内の感受性種が暴露される見込み

②ハザードに暴露された国内の感受性種が感染する見込み

③上記②の感受性種が感染源となり国内の自然水系でハザードが定着する見込み

(1)の侵入評価の結果と併せて総合的に勘案し、「定着の見込み」として以下の基準により5段階で判定する。なお、定着の見込みが「無視できる」と判定された場合は、リスク評価を終了する。

【定着の見込みに関する判定基準】

高 い：当該病原体が国内に定着する見込みが高い。

中 程 度：当該病原体が国内に定着する見込みがある。

低 い：当該病原体が国内に定着する見込みが低い。

かなり低い：当該病原体が国内に定着する見込みはかなり低い、見込みがないとは言えない。

無視できる：当該病原体が国内に定着する見込みは無視できる。

(3) 影響評価

1で特定した各ハザードが国内に定着した場合の生物学的影響及び経済的・環境的影響について、以下に留意しながら評価を実施し、以下の基準により影響の重要度を5段階で判定する。

【影響評価に当たっての留意事項】

①感染した国内水産動物に対する生物学的被害の見込み

②当該動物が(養殖)個体群へ拡散する見込み及び拡散した場合の経済的被害の見込み・規模

③他の(養殖)個体群へ拡散する見込み、拡散した場合の経済的被害の見込み・規模及び環境への影響の見込み・種類・規模

④防疫措置による封じ込めの難易度並びに経済的被害(直接的費用、生産者の損失、国家的な損失)及び環境への影響(水系の汚染、野生種への被害)の見込み

【影響の重要度に関する判定基準】

甚 大：想定される経済的影響が大きい。

高 い：想定される生物学的影響は大きく、経済的影響は中程度である。

中 程 度：想定される生物学的影響は中程度で、経済的影響は中程度から小さい。

低 い：想定される生物学的影響又は経済的影響は小さい。

無視できる：想定される生物学的影響及び経済的影響は無視できる。

(4) リスクの推定(リスク管理の必要性の判定)

各ハザードにおける定着の見込み及び影響の重要度の判定結果から、以下の表によりリスク管理の必要性について総合的に判定する。

		影響の重要度				
		甚大	高い	中程度	低い	無視できる程度
定着の見込み	高い	要	要	要	要	不要
	中程度	要	要	要	要	不要
	低い	要	要	要	不要	不要
	かなり低い	要	要	不要	不要	不要
	無視できる程度	不要	不要	不要	不要	不要

要：当該ハザードについて輸入のリスク管理が必要。

不要：当該ハザードについて輸入のリスク管理は不要。

【リスク評価手順（案）フローチャート】

我が国の重要な水産動物に重篤な疾病を引き起こす又は引き起こすと想定される病原体（リスト化）

